

## 改定の違いによる負担の差（イメージ）

## ○令和9年度に一気に税率を上げる場合

	令和8年度	令和9年度	令和10年度
改定税額	0千円	182,000千円	0千円
負担する額	1,034,954千円	1,216,954千円	1,216,954千円

3箇年の負担額 = 3,468,862千円

一気に改定すると、改定以降の年度の負担が大きくなる。

## ○令和8年度と9年度に税率を上げる場合（改定案②）

	令和8年度	令和9年度	令和10年度
改定税額	54,600千円	72,800千円	0千円
負担する額	1,089,554千円	1,162,354千円	1,162,354千円

3箇年の負担額 = 3,414,262千円

段階的に改定すると、改定後の税率で負担額が決まり、負担額は改定のたびに増え続ける。

## ○令和9年度に上げる税額を2分割し、令和8年度から前倒しして税率を上げる場合（改定案2）

	令和8年度	令和9年度	令和10年度
改定税額	91,000千円	0千円	0千円
負担する額	1,125,954千円	1,125,954千円	1,125,954千円

3箇年の負担額 = 3,377,862千円

不足する額の半分を2箇年かけて負担すると、トータルでは負担は一番小さくなる。

